

I 平成26年度埼玉県農業再生協議会事業計画

1 基本方針

平成26年度から経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し等が実施される。主食用米偏重でなく需要に応じた多様な米生産と自らの経営判断で麦・大豆等需要のある作物を農業者が選択できる状況を実現することが必要である。

そのため、本協議会では新たな経営所得安定対策等を推進するとともに、麦・大豆等の戦略作物を始め、本県にとって重要な作物の生産振興を図るものとする。

さらに、本対策の目的である農業経営の改善、自給率の向上を図るため、県耕作放棄地対策協議会、県担い手育成総合支援協議会と連携して、担い手育成の課題、農地の課題などについて、関係機関が一丸となって取り組む。

2 事業計画

(1) 経営所得安定対策推進事業に関すること

ア 経営所得安定対策等の普及推進活動

対策の普及広報資料の作成と地域協議会への配付等により、対策の内容について農業者に周知し、普及推進を図る。また、事務システム操作研修会を開催し、対策に係る事務の円滑な実施を支援する。

イ 需要に応じた作物の生産方針等の策定

米の生産数量目標の設定ルールについて、地域の第三者機関的組織として、意見具申する。

ウ 産地交付金の要件の検討

水田活用の直接支払交付金における水田フル活用ビジョンの作成に関する意見具申する。

エ その他

その他、経営所得安定対策の円滑な実施に必要な活動を実施する。

(2) 攻めの農業実践緊急対策事業に関すること

ア 基金の造成

攻めの農業実践緊急対策事業に係る基金を造成し、イの事業を実施する。

イ 事業内容

(ア) 効率的機械利用体系構築事業

水田等の農地をフル活用し低コスト生産を実現するため、地域が行う次に掲げる取組を支援する事業

- a 担い手への農地の集積・集約化等に必要な機械・機器のリース導入

- b 担い手への農地の集積・集約化等により作付体系の転換等を行う非担い手が所有する機械・機器の廃棄及び当該機械等を担い手が再利用するための補改修
- c a 及び b を推進するための検討会の開催等

(イ) 高収益品目等導入支援事業

中山間地域等の条件不利地域等において、施設園芸、薬用作物等の収益性の高い品目等を導入するために地域が行う次に掲げる取組を支援する事業

- a 高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械・機器のリース導入
- b 高収益品目等導入の際に必要な資材の購入、補助暗きよの整備等の簡易な栽培環境の整備
- c a 及び b を推進するための検討会の開催、技術習得等

(ウ) 集出荷・加工処理体制合理化推進事業

地域の集出荷・加工処理施設を有効活用し集出荷・加工処理のコストを低減するために行う次に掲げる取組を支援する事業

- a 機能集約を行う集出荷・加工処理施設の機能強化のために必要な機器・設備のリース導入
- b 集出荷・加工処理施設の機能集約に伴う既存施設の用途変更に必要な機器・設備のリース導入、既存機器・設備の廃棄
- c a 及び b を推進するための検討会の開催等

(3) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業に関すること

大豆・麦等について地域が一体となって行う以下の取組を支援する。

- ア 品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組
- イ ほ場条件の改善に向けた取組
- ウ その他地域一体となって実施する生産拡大のための取組
(平成 26 年の豪雪被害に対する支援に係る特例措置)

<関連事業>

(4) 県耕作放棄地対策協議会活動に関すること

ア 耕作放棄地解消活動の推進

耕作放棄地再生利用のための必要な制度等について周知や先進事例等の紹介を行う。

イ 地域協議会に対する指導・助言

事業実施のための相談活動と担当者会議を開催する。

ウ 広域利用調整活動

広域な農地利用調整を行うために県ホームページを活用した農地情報の発信を行う。また、企業等からの農地権利移動等の相談に対応する窓口を設置し、相談に対応するとともに説明会等を開催する。

(5) 県担い手育成総合支援協議会活動に関すること

ア 協議会活動

担い手協議会の行動計画である担い手育成のアクションプログラムを策定するとともに、関係機関団体等の連携協調を密にし、担い手育成のための推進を図る。

イ 経営改善・能力向上支援活動

効率的・安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組もうとする農業者に対して、研修会の開催、各種支援策の PR 等情報提供を行うほか、地域担い手協議会等からの相談をもとに講師等の紹介を行う。

ウ 法人化のための推進支援

農業法人の育成に取り組む指導者等を対象に関連諸制度に関する研修会等を開催するほか、関連情報の提供を行う。

エ 収入減少影響緩和対策積立金の管理業務

制度の円滑な実施を図るため、収入減少緩和対策積立金についての適正な管理及び返納事務を行う。